（国庫納付金の納付の手続）

**第三条**　機構は、法第十六条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　総務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

**第四条**　国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

**第五条**　国庫納付金は、一般会計（法第十五条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における国庫納付金にあっては、産業投資特別会計産業投資勘定）に帰属する。

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等）

**第六条**　前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第四条中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と読み替えるものとする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（通信・放送承継業務を行う期限等）

**第二条**　法附則第九条第四項の政令で指定する日は、機構成立後最初の中期目標の期間の次の中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末までの間で総務大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において別に定める日とする。

2　法附則第九条第四項、第五項及び第六項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定及び一般勘定」と、第五条中「及び出資勘定」とあるのは「、出資勘定及び法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定」とする。

（機構の業務の委託を受ける法人）

**第三条**　法附則第十条第一項及び第四項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

（積立金の処分に係る承認の手続の特例）

**第四条**　法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務の弁済が完了する日までの間は、第二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは、「、法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」とする。

総務大臣　麻生　太郎
財務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　小泉純一郎

---

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十六年一月三十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

## 政令第十四号

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第三項、第八項、第十三項、第十六項第二号及び第三号、第十八項並びに第十九項、第四条第一項、第二項及び第六項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十五条）
第二章　経過措置（第二十六条―第三十四条）
附則

**第一章　関係政令の整備**

（関係政令の廃止）

**第一条**　次に掲げる政令は、廃止する。

一　通信・放送機構法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による貸付金の償還期間等を定める政令（平成十一年政令第三百三十九号）

二　通信・放送機構法施行令（平成十三年政令第二百二十六号）

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

**第二条**　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

一　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第九条

二　地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の二

三　研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）別表の七の項

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

**第三条**　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改める。

第九条の四第六十二号を次のように改める。

六十二　独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条」の下に「、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条（同法附則第十六条の規定により読み替えられる場合を含む。）」を加える。

第三条第一項第五号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」の下に「、独立行政法人情報通信研究機構」を加える。

第九条第二項中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」の下に「、独立行政法人情報通信研究機構」を加え、同条第四項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人平和祈念事業特別基金に」を「独立行政法人情報通信研究機構に」に改める。

第十六条第一項中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」の下に「、独立行政法人情報通信研究機構」を加え、同条第二項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構に」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

**第五条**　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改め、同条第二項第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

**第六条**　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

**第七条**　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人通信総合研究所」を削り、「独立行政法人情報処理推進機構」の下に「、独立行政法人情報通信研究機構」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第二号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第二号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

**第八条**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号及び第四十三条第四項第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改める。